

平成24年第2回定例会会議録（第6号）

平成24年6月27日

○出席議員（25名）

1番	森	大輔	君	2番	三重	忠昭	君
3番	手束	貴裕	君	4番	野上	泰生	君
5番	森山	義治	君	6番	穴井	宏二	君
7番	加藤	信康	君	8番	荒金	卓雄	君
9番	松川	章三	君	10番	市原	隆生	君
11番	国実	久夫	君	12番	猿渡	久子	君
13番	吉富	英三郎	君	14番	黒木	愛一郎	君
15番	平野	文活	君	16番	松川	峰生	君
17番	野口	哲男	君	18番	堀本	博行	君
19番	山本	一成	君	20番	永井	正	君
21番	三ヶ尻	正友	君	22番	江藤	勝彦	君
23番	河野	数則	君	24番	泉	武弘	君
25番	首藤	正	君				

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	浜田博	君	副市長	友永哲男	君
副市長	阿南俊晴	君	教育長	寺岡悌二	君
水道企業管理者	亀山勇	君	総務部長	釜堀秀樹	君
企画部長	大野光章	君	建設部長	糸永好弘	君
ONSENツーリズム部長	亀井京子	君	生活環境部長	永井正之	君
福祉保健部長 兼福祉事務所長	伊藤慶典	君	消防長	渡邊正信	君
教育次長	豊永健司	君	政策推進課長	稲尾隆	君

○議会事務局出席者

局長	檜垣伸晶	参事兼調査係長	宮森久住
次長兼庶務係長	小野大介	次長兼議事係長	浜崎憲幸
主査	河野伸久	主査	溝部進一
主任	甲斐俊平	主任	波多野博

主 任 池 上 明 子 主 事 山 本 佳 代 子
速 記 者 桐 生 能 成

○議事日程表（第6号）

- 平成24年6月27日（水曜日）午前10時開議
- 第 1 上程中の全議案に対する各委員長報告、討論、表決
- 第 2 議第63号 別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 議第64号 別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 議第65号 別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 第 3 議第66号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 第 4 議第67号 別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 第 5 議第68号 副市長の選任につき議会の同意を求めることについて
- 第 6 報告第 2号 平成23年度別府市一般会計繰越明許費繰越計算書の提出について
- 報告第 3号 平成23年度別府市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の提出について
- 報告第 4号 平成23年度別府市地方卸売市場事業特別会計繰越明許費繰越計算書の提出について
- 報告第 5号 平成23年度別府市水道事業会計予算繰越計算書の提出について
- 報告第 6号 財団法人別府市総合振興センターの経営状況説明書類の提出について
- 報告第 7号 財団法人大分県東部勤労者福祉サービスセンターの経営状況説明書類の提出について
- 報告第 8号 市長専決処分について
- 第 7 議員提出議案第 7号 基地対策予算の増額等を求める意見書
- 議員提出議案第 8号 「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書
- 議員提出議案第 9号 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書
- 議員提出議案第10号 義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める意見書
- 議員提出議案第11号 別府市経済に大打撃を与える消費税増税に反対する意見書
- 第 8 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

日程第1～日程第8（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（松川峰生君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 6 号により行います。

日程第 1 により、上程中の全議案に対する各常任委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次報告を願います。

（厚生消防委員会委員長・松川章三君登壇）

○厚生消防委員会委員長（松川章三君） 去る 6 月 15 日の本会議において、厚生消防委員会に付託を受けました議第 47 号平成 24 年度別府市一般会計補正予算（第 1 号）関係部分外 7 件について、6 月 22 日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第 47 号平成 24 年度別府市一般会計補正予算（第 1 号）関係部分についてであります。

高齢者福祉課関係部分について、当局より、小規模多機能型居宅介護事業所のスプリンクラーや火災報知設備等の設置に伴い補助金を交付するものであり、財源は全額県の補助金であるとの説明を受けました。

委員より、市内の業者へ発注するよう要望があり、これに対し当局より、事業所に働きかけたとの答弁がなされ、これを了とし、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第 49 号別府市敬老祝金条例の一部改正について、及び議第 50 号別府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部改正について、並びに議第 51 号別府市中心身障害者福祉手当条例の一部改正についてであります。外国人登録法が廃止、住民基本台帳法の規定に基づき、外国人住民に住民票が作成されることに伴い、条例を整備するものであるとの当局説明がありました。

委員より、「出入国管理及び難民認定法」等の規定によらない在留外国人については、住民票が作成されず、また外国人登録法が廃止され、これに該当する外国人の情報を適正に管理しなければ、これまでどおりの行政サービスが受けられなくなる可能性がある。これについては国からも通知がなされており、遺漏なく事務を行うよう意見がなされました。これに対し当局より、当該通知に基づき、適正な対応を行いたいとの答弁がなされ、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第 52 号別府市火災予防条例の一部改正についてであります。消防法上の危険物として、「炭酸ナトリウム過酸化水素付加物」が追加されたことに伴う条例改正であるとの当局説明を受け、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第 55 号、56 号、57 号動産の取得についてであります。当局より、消防車 3 台について買い換えを行うため、議会の議決を求めるものであるとの説明を受け、委員より、入札や車両に関する質疑がなされ、当局の説明を了とし、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしく願います。（拍手）

（建設水道委員会委員長・穴井宏二君登壇）

○建設水道委員会委員長（穴井宏二君） 建設水道委員会は、去る 6 月 15 日の本会議において付託を受けました議第 48 号別府市手数料条例の一部改正について外 1 件について、6 月 22 日に委員会を開会し、慎重に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第 48 号別府市手数料条例の一部改正についてであります。

建築物の増築計画がある場合、建築基準法第 86 条の 8 の規定に基づく認定申請に対して、一定規模以上の場合に高度な構造審査が必要となるため、構造計算適合性判断等を第三者機関に委託して審査することになっており、その審査に係る事務費用を申請者に御負担いただきたいとの当局からの説明を了とし、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第 58 号市道路線の認定についてであります。

松田 3 号線の内籠リサーチヒル北側の開発道路外 4 路線の認定について、当局より説明がなされたのに対して、委員より、市道路線の認定と整備基準等の質疑がありました。これに対して当局より、開発行為による造成工事に伴う道路や寄附道路等で国や内規の基準に基づいて認定がなされていること、整備においては、要望等に基づき生活道路等の優先順位を立て、随時対応している旨の説明を了として、議第 58 号を採決の結果、原案のとおり可決した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案の審査とその結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。(拍手)

(総務文教委員会副委員長・野上泰生君登壇)

○総務文教委員会副委員長(野上泰生君) 委員長に代わりまして、副委員長の私から御報告いたします。

総務文教委員会は、去る 6 月 15 日の本会議において付託を受けました議第 47 号平成 24 年度別府市一般会計補正予算(第 1 号)関係部分外 6 件について、6 月 22 日に委員会を開会し、審査を行いましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに議第 47 号自治振興課関係部分については、「財団法人自治総合センター」のコミュニティ助成事業を活用することにより、市内 145 町の自主防災会が結成する別府市連合防災協議会に育成助成金を交付し、同協議会が災害時の避難所で活用できる投光機と発電機、各 4 台を購入しようとするものであるとの説明を受けました。

委員からは、購入する投光器等の保管場所について質疑がありました。

これに対し当局から、当面の間、購入する防災備品等については、別府アリーナに保管する予定であるが、今後、小学校等、各避難場所に備蓄倉庫が確保できれば防災備品の分散を考えているとの説明があり、これを了とした次第であります。

次に、教育総務課関係部分については、県立高等学校との統合に向け、別府商業高等学校の老朽化により使用していない教室棟 3 号館及びプールを解体するための設計や測量などを実施するものであるとの説明を受け、これを了いたしました。

続きまして、学校教育課関係部分について、市立小中学校における教育の情報化を図るため、特別支援クラスや加配教員の増などによる不足する校務用パソコンを購入するものであるとの説明を受けました。

委員からは、購入するパソコンの機種、能力及び設置費用に関する確認の質疑がなされました。

これに対し当局から、それぞれ各項目についての詳細な説明に加え、入札を行った上で適正な価格で購入する予定であるとの説明を受け、これを了とした次第であります。

そのほか、当委員会補正予算関係部分についても当局説明を了とし、採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして議第 53 号大分県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議については、外国人登録法の廃止に伴い、規約を変更しようとするものであるとの説明を了いたしました。

次に議第 54 号工事請負契約の締結については、青山中学校屋内運動場改築工事に伴い、

工事請負契約を締結しようとするものであるとの説明を受けました。

委員からは、現在の屋内運動場床材の再利用等について質疑がありました。

これに対し当局から、床材はイスノキが使用されており、新しい屋内運動場を設置するに当たり、別府市立青山中学校建設等検討委員会の提言に従い、玄関ロビー付近のスクリーンとして新たに活用したいとの説明を受け、これを了といたしました。

以上議第 53 号及び議第 54 号については、それぞれ採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に議第 59 号から議第 62 号までの 市長専決処分については、それぞれ地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものであり、関係各課より報告を受けました。

委員からは、議第 59 号については、国民健康保険事業特別会計決算時の繰上充用に関連して、一般会計からの繰り入れによる累積赤字の解消についての意見、さらに、議第 60 号については、「住宅用地に係る負担調整措置の見直し」が施行されることによる市民の税負担の変化について確認がありましたが、それぞれ当局説明を適切妥当と認め、採決の結果、市長専決処分計 4 件については、全員異議なく承認すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案 7 件に対する審査の経過と結果についての御報告といたします。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(松川峰生君) 以上で、各委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告及び討論の通告はありませんので、これより、上程中の全議案について順次採決を行います。

上程中の全議案のうち、議第 47 号平成 24 年度別府市一般会計補正予算(第 1 号)から、議第 58 号市道路線の認定についてまで、以上 12 件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上 12 件については、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、以上 12 件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 59 号市長専決処分についてから、議第 62 号市長専決処分についてまで、以上 4 件に対する委員長の報告は、いずれも承認すべきものとの報告であります。以上 4 件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、以上 4 件は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第 2 により、議第 63 号別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてから、議第 65 号別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてまで、以上 3 件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(市長・浜田 博君登壇)

○市長(浜田 博君) 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 63 号、議第 64 号及び議第 65 号は、別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会委員に、佐藤靖彦氏、片野政隆氏及び山本すみれ氏を選任いたしたいので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（松川峰生君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第 63 号別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、議第 63 号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、上程中の議第 64 号別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、議第 64 号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、上程中の議第 65 号別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、議第 65 号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第 3 により、議第 66 号監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

○市長（浜田 博君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 66 号は、本市監査委員に恵良寧氏を選任いたしたいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（松川峰生君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議第 66 号監査委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、議第 66 号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第 4 により、議第 67 号固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

○市長（浜田 博君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 67 号は、本市固定資産評価審査委員会委員に甲斐文明氏を選任いたしたいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものがあります。

何とぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（松川峰生君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議第 67 号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、議第 67 号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第 5 により、議第 68 号副市長の選任につき議会の同意を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

○市長（浜田 博君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 68 号は、市政の重要施策の推進及び諸課題の解決を図るため、本市副市長に、引き続き友永哲男氏を選任いたしたいので、地方自治法第 162 条の規定により議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（松川峰生君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。上程中の議第 68 号については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、上程中の議第 68 号については、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

(15 番・平野文活君登壇)

○15 番 (平野文活君) 日本共産党議員団を代表して、議第 68 号副市長人事案件についての反対討論を行います。

我が党は、これまでも副市長 2 人制に反対してきました。それは、「行政改革」と称して市職員数を毎年削減している中で、なぜ副市長が 2 人も必要なのかと考えるからであります。

副市長の年収は約 1,221 万円で、4 年分で 1,272 万円の退職金を受け取ります。こういう経費は削って、長期不況により市内業者の経営難が続き、国保税や介護保険料の大幅な値上げが市民を苦しめている中、少しでも市民の暮らしや福祉のために回すべきであります。

県内でも 2 人制をとっている市は、大分市と別府市だけで、総務省の分類による人口 10 万人から 15 万人の類似団体 36 市でも、別府市を含め 13 市しかありません。人口が約 15 万人の東京・多摩市でも、副市長は 1 人です。副市長については、自治法は、「市町村に各 1 人置く」と定め、続いて条例で、「これを置かず、またはその定数を増加することができる」と定めております。つまり、原則は 1 人であり、それが全国の流れでもあります。

さて、友永副市長は、この間、どういう仕事をしてきたでしょうか。友永氏は、広域圏事務組合の藤ヶ谷清掃センター更新事業の業者選定委員長を務めてきました。この業者選定において、なぜ公正取引委員会から長年にわたる不正談合が告発され、最高裁で有罪が確定した日立造船を選定したのか、なぜ 30 年間の契約で 41 億円も高い日立造船と契約したのかなど、この業者選定には重大な疑問が残されています。

また、友永氏は、別府市の入札資格審査委員長も務めています。学校耐震化工事の入札については、一昨年までは市内業者、市内建設 A 級の全業者が参加しており、工事内容についても、何も問題はありませんでした。にもかかわらず、昨年は同様の工事の入札に際して突然 P 点 850 点以上という入札条件を加えて一部業者を入札から排除しました。この行為は、市長選挙での建設業者の集まりでの市長発言を受けて、一部業者を排除するためだったとしか考えられません。こうした行為は、別府市の行政及び広域行政に対する市民の信頼を著しく傷つけ、将来に禍根を残すものであります。

こうした立場から、日本共産党議員団としては、友永氏の副市長再任は認められないということを申し上げて、反対討論を終わります。(拍手)

○議長 (松川峰生君) 以上で、通告による討論は終わりました。これにて、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

上程中の議第 68 号副市長の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 (松川峰生君) 起立多数であります。よって、本件は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

ただいま、副市長に選任の同意を与えました友永哲男君から、挨拶をしたい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

(副市長・友永哲男君登壇)

○副市長 (友永哲男君) 一言お礼のあいさつをさせていただきたいと思っております。

ただいま、御同意をいただきましたことに対しましては、心より感謝申し上げます。

今後は、私に与えられました時を、「彼も一時此れも一時なり」という言葉がございます。

時勢の変化に従いまして、その時の一番適した方法を取りながら、市勢発展のために市長を補佐する所存でございます。

議員の皆様におかれましては、今後とも御指導・御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

甚だ簡単ではございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。(拍手)

○議長（松川峰生君） 次に、日程第6により、報告第2号平成23年度別府市一般会計繰越明許費繰越計算書の提出についてから、報告第8号市長専決処分についてまで、以上7件の報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

(副市長・友永哲男君登壇)

○副市長（友永哲男君） 御報告いたします。

報告第2号は、平成23年度別府市一般会計補正予算（第4号）及び（第5号）において、繰越明許費として議決をいただきました障害者福祉関係補助金外6事業について、報告第3号は、平成23年度別府市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）において、繰越明許費として議決をいただきました公共下水道事業について、報告第4号は、平成23年度別府市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）において、繰越明許費として議決をいただきました施設整備事業について、それぞれ繰越額が確定し、繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものであります。

報告第5号は、平成23年度別府市水道事業会計予算繰越計算書の提出についてであります。地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、施設拡張改良事業外2事業について、これらの事業に係る予算を平成24年度に繰り越ししましたので、同条第3項の規定により議会に報告するものであります。

報告第6号及び報告第7号は、本市が出資いたしております法人につきまして、その経営状況を説明する書類を地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に提出するものであります。

報告第6号は、財団法人別府市総合振興センターの平成23年度事業収支報告書及び平成24年度事業収支計画書の提出であります。平成23年度は、温泉給湯など収益事業の5事業のほか、体育施設の指定管理など非収益事業の7事業を実施しました。また、新法人への移行に伴い、公的目的財産に当たる正味財産を算出するため、退職引当金の過年度分などを計上いたしました。その結果、当期は1億6,292万4,000円の損失となりました。平成24年度は、収益事業及び非収益事業で計11事業を実施するとの報告でございます。

報告第7号は、財団法人大分県東部勤労者福祉サービスセンターの平成23年度事業報告書及び平成24年度事業計画書の提出であります。平成23年度は、幅広い年齢層で利用できるよう新規事業を実施するとともに、経営の健全化、会員拡充を重点的に取り組み、平成24年3月末現在の事業所数は813社、会員数2,890名となり、105名の新規会員の増となっております。平成24年度については、生活安定に係る事業、健康の維持増進に係る事業及び自己啓発、余暇活動に係る事業等を計画に盛り込んでいるとの報告でございます。

報告第8号は、自動車損傷事故外2件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により市長において専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

以上、7件について御報告を申し上げます。

○議長（松川峰生君） 以上で、当局の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

○24番（泉 武弘君） 14施設を総合振興センターに企画、価格の競争なくして指定をすることを、私を除く全員が賛成したというふうに記憶しています。いよいよ24年度にこ

の事業がスタートしますけれども、先ほど触れましたように、公益法人から一般財団に移行します。当初から、この質的变化の伴う財団について契約ができるのかという問題を指摘しておきましたけれども、今回、いみじくも事業収支計画書の中でこの問題を指摘しておりますけれども、このような団体としての法人格の変更を伴うものを再度議決をしなくていいのかどうか。これが第1点です。

それから、退職手当並びに人件費7,000万計上されていますけれども、退職手当は1人当たりどのくらいの退職金額を見ているのか、これを御答弁ください。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

まず1点目についてでございますけれども、指定を受けている公益法人が、一般財団法人へ移行しても、団体の同一性が認められれば再度指定を行う必要はないとの見解が出されております。

それから、2点目の退職金についてでございます。退職金については、平成24年度の収支計画上で約4,093万円を計上しております。今年度末の退職見込みが5名となっておりますので、1人当たりを単純平均しますと、818万6,000円となります。

○24番（泉 武弘君） 今もって理解できない、信じがたい。こういう言葉を使わせていただきますけれども、24年度の正規職員の数19名が、この指定管理者期間中に6名まで減るのです。13名減るのです。そして、当初この事業費は、全て正規職員の人件費で計上し、指定管理をやっています。この正規職員が13名も減るのに、正規職員の人件費で計上し、議会議決をしている。どこで、いつ、どういう修正の報告をされるのかが1点目。

そして、るる議論した中で、総合振興センターについては、解散を視野に入れた対応をとということも言及されましたけれども、総合振興センターについて、今後どのように取り扱いをしていこうとしているのか。現時点でわかるものを答弁してください。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

指定管理者の指定期間は、5年となっております。総務省のほうの通達によって、複数年度指定する場合については、債務負担行為を設定することとなっておりますので、振興センターにつきましても、債務負担行為を設定し基本協定を結んでおります。

指定管理料につきましては、各年度において予算計上して、その中で詳細を定めて年度協定を毎年締結しますので、経営環境の変化、あるいは経営努力等に応じて精査していきたい、見直していきたいというふうに思っております。

それから、2点目の公益法人制度改革に伴う部分でございますけれども、現時点では振興センターの理事会において一般財団法人への移行を決議しております。5月の理事会で定款の変更、それから移行の認可申請に向けた財務の整理を行っております。今後、7月に県に申請を行い、おおむね6カ月程度で認可がおりれば、来年3月までに評議委員会を設置・開催し、それから来年の4月1日以降に一般財団法人へと移行する予定となっております。

○24番（泉 武弘君） 5年間の債務負担を打っていますから、当然この総額というものは担保されているわけです。ところが、今回のこの事業の指定管理者という問題について、これは明らかに私は間違っていると思うのです。過ぐる議会でも言いましたけれども、正規職員が13名減るのに、正規職員の人件費で計上してきたことそのものが第1の間違いです。

それで2点目には、最少の経費で最大の効果を上げなければいけない。いわゆる委託というものの効果というのは、最少の経費で最大の効果を上げなさいよということを定めておられながら、議会はそれを認めてしまった。これが2点目の大きな間違いだと僕は思っています。

そこで、当時、企画部長が、その人件費修正分については、年度末に議会に報告すると

いうことを言われたのを、きのう、議事録で実は検証してきました。そうなりますと、13名分が相当な人件費減となってきますけれども、これは市のほうに戻入等で繰り戻しをするということで考えていいのですか。それとも、もう債務負担を打ったから、総合振興センター会計の中で処理をするというふうに考えるのですか。そのいずれを選択するのか答弁してください。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

当然、平成24年度におきましても、退職者が出ております。それにつきましては、振興センターのほうの経営改善プランにおいて、正規職員の新規採用の停止、それから継続雇用制度の導入、再任用職員を含めた継続雇用制度の導入、非常勤職員等の配置というのを行っております。平成24年度のこの指定管理委託に関しましては、今、議員御指摘されたような繰り戻しといったことは考えておりませんが、来年度25年度以降の分につきましては、また、さらに、先ほども答弁させていただいたように精査していきたいというふうに思っております。

○24番（泉 武弘君） 課長、わからないのは、精査をするのは、これは当たり前なのです。

そして、臨時雇用と正規雇用との間の賃金格差がありますね。これは、当然生じてくるわけですから、正規職員がいなくなると臨時雇用をやるわけですから、そこに賃金格差が生まれます。それでは、そのものについて委託、総合振興センター内部で調整をするのですか。人件費の正規と臨時との賃金格差について明らかになるわけですから、それはまた別府市の一般会計のほうに繰り戻しをするのですか。その方針はできているのか、できていないのか、答弁してください。

○企画部長（大野光章君） お答えいたします。

まず、繰り戻しについては、考えておりません。これにつきましては、特に市の第三セクターである振興センター、こちらのほうで適正化を毎年度図っておりますが、指定管理におきましては、民間業者、こちらのほうにも管理業務を任せている部分があります。例えば、そういった民間管理業者が、正規職員がいなくなると嘱託・臨時雇用で賄ったからといって、その人件費を減員するということは、通常考えられません。しかしながら、第三セクターである振興センターでありますから、一定程度サービスの向上、それから議員から御指摘もありました賃金格差、こういった部分で臨時・非常勤、その辺の給与・手当等の適正化、こちらのほうにも財源を充てる必要がありますので、その辺を十分検討して進めていきたいと思っております。

○24番（泉 武弘君） 納得できません。今の答弁は、納得できません。最初から正規職員が13名減る。それなのに皆さん方は、正規職員人件費でこの管理委託をやったわけでしょう。部長、聞いてください。そして、その分、正規職員が減る分がわかっているながら、戻入はしない。いわゆる受け戻しはしない、こう今言ったのです。それで、その分はどこに行くのか。臨時雇用分に対応したい。これは詐欺と同じではないですか。最初から正規職員がいらないのに、人件費を計上して、そして、その分を指摘されたら、いや、それは民間でも正規職員でやっていたけれども、臨時雇用したりするところがあるから戻入はしないのですよ。第三セクターとは全然質が違うではないですか。もうずさん。ずさんきわまりない。例えば、途中で正規職員が何らかの事故で何名も突然亡くなった、こういう場合ですと、ある程度の考え方として譲歩の余地があるけれども、最初から正規職員、年次別の退職者数というのは想定できるわけでしょうが。それを空計上して、空計上したのについて別府市に戻入しない。これは、もう詐欺そのものです。

友永副市長、あなたは今、総合振興センターの理事長ですか、理事長ですかね。私は、あなたの選任同意に賛成しませんでした。この問題もあったからです。あなたは、別府市の副市長という立場で総合振興センターの理事長に行かれているのですね。一番、地方自

治法2条14項の最少の経費で最大の効果を上げなければいけない。あなたは、もう体にしみてそのことを知っているのでしょうか。おかしいと思いませんか。今言ったように、退職者が年次別に出てくるのははっきりしている。それなのに正規の職員で組んでいった。総合振興センターの事業計画そのものに、大きな問題があるのではないですか。答弁してください。

○副市長（友永哲男君） お答えをさせていただきます。

御答弁は、先ほど部長が申し上げたとおりでございます。確かに正規職員がなくなっても、嘱託、また臨時というふうに補てんをしないと仕事は進まないわけでございます。そういうことで御理解をいただきたいと思えます。

○24番（泉 武弘君） そういうばかな答弁をしなさんなよ。正規職員623万でしょう。臨時職員130万台でしょう。正規職員がいなくなったから臨時職員で補充する。623万と130万の差額はどうするのですか。答えてください。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えします。

確かに振興センターにつきましては、これまで行政の代行、補完的な機能を持った団体として設立された背景があります。ただ、一般的に指定管理者制度の目的は何かということ考えたときに、民間のノウハウを活用しながらサービスの向上とコスト削減を図ることにあります。ただ、一方で、総務省の通達でも出ておりますけれども、単なる価格競争でもないというふうにも言われています。その中で、当然指定管理を受けた団体においては、いろいろな経費節減の努力、それから収益を向上する努力、それによっては収支が当初の収支計画と変わってきますけれども、その分を全て市のほうに繰り戻しさせるということになりますと、その指定管理団体のインセンティブというものが失われますので、そういった観点からも考えていく必要があるというふうに考えております。

○24番（泉 武弘君） 20日の一般質問でも、相当な気持ちの折れを感じました。別府市の財政運営はこの程度かなということ、本当に自分で心折れたような気がします。

最後に言うておきます。何のために平成15年9月に緊急財政再生宣言したのですか。その中はどう書いているのですか。あらゆる分野において聖域を設けずに改善すると言っているのでしょうか。総合振興センターは、聖域がないのでしょうか。あなたたちみずから宣言したのでしょうか。それで今議会、市長は次のように言ったのではないですか。災害対策、高齢者の社会保障費、公共施設の改修・改築費、ごみ焼却場、これらの問題を類推すると、平成15年以上に危機感を持っていると、こう言ったのでしょうか。全て皆さんがそういうふう招来した結果ではないですか。緊急財政再生宣言なんか、言いなさんな。何の改善もできていないではないの。もう、ずさんきわまりない。このことだけ指摘しておきます。

○議長（松川峰生君） ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切ります。

ただいまの報告は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に、日程第7により、議員提出議案第7号基地対策予算の増額等を求める意見書から、議員提出議案第11号別府市経済に大打撃を与える消費税増税に反対する意見書まで、以上5件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第7号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（9番・松川章三君登壇）

○9番（松川章三君） 議員提出議案第7号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

基地対策予算の増額等を求める意見書

基地施設周辺の市町村は、基地所在に伴う諸問題の解決に向けて鋭意努力しているところである。しかし、基地関係市町村は、長期にわたる景気低迷による地域経済の著しい疲

弊や、基地所在に伴う特殊な財政需要の増大等により大変厳しい財政状況にある。こうした基地関係市町村に対しては、これまで総務省所管の固定資産税の代替的性格を基本とした基地交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金）及び米軍資産や住民税の非課税措置等の税財政上の影響を考慮した調整交付金（施設等所在市町村調整交付金）が交付されている。

基地交付金・調整交付金については、基地所在による特別の財政需要等にかんがみ、固定資産税の評価替えの翌年度において、平成元年度より3年ごとに増額されてきた経緯がある。また、自衛隊等の行為または防衛施設の設置・運用により生ずる障害の防止・軽減のため、国の責任において防衛省所管の基地周辺対策事業が実施されている。

よって、国におかれては、基地関係市町村の実情に配慮して下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 基地交付金及び調整交付金については、今年度は固定資産税の評価替えの年度に当たるため、これまで3年ごとに増額されている経緯を十分踏まえ、平成25年度予算において増額するとともに、基地交付金の対象資産を拡大すること。
- 2 基地周辺対策経費の所要額を確保するとともに、各事業の補助対象施設及び範囲の拡大等の適用基準のさらなる緩和を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月27日

大分県別府市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
防衛大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（松川峰生君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第7号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第8号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（10番・市原隆生君登壇）

○10番（市原隆生君） 議員提出議案第8号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書

1960年代の高度経済成長期から道路や橋梁、上下水道など社会資本の整備が急速に進みました。高度経済成長期に建築されたものは現在、建築後50年を迎え、老朽化が進んでいます。国土交通省の「道路橋の予防保全に向けた有識者会議」は提言(平成20年5月)の中で、「2015年には6万橋が橋齢40年超」となり、建築後50年以上の橋梁が、2016年には全体の20%、2026年には同47%と約半数にも上る現状を提示。経年劣化により「劣化損傷が多発する危険」を指摘しています。今後、首都直下型地震や三連動(東海・東南海・南海)地震の発生が懸念される中で、防災性の向上の観点からも、社会インフラの老朽化対策は急務の課題といえます。

災害が起きる前に、老朽化した社会資本への公共投資を短期間で集中的に行うことによって、全国で防災機能の向上を図ることができます。と同時に、それは社会全体に需要を生み出すこともできます。つまり、防災・減災と経済活性化をリンクさせた諸施策の実施が可能なのです。

一方、景気・雇用は長引くデフレと急激な円高によって極めて厳しい状況が続いており、そのために必要な政策が需要の創出です。そこで、公共施設の耐震化や社会インフラの再構築が、雇用の創出に必要な公共事業として潜在的需要が高くなっていると考えます。

よって、政府におかれては、国民と日本の国土を守り、安全・安心な社会基盤を再構築するため、防災・減災対策としての公共事業を緊急かつ集中的に行い、経済の活性化や雇用創出に資する防災対策の実施を強く求めます。

記

- 1 道路や橋梁、上下水道、河川道、港湾など、老朽化が進み更新時期が近づいている社会インフラを早急に点検・特定し、維持・更新のための公共投資を積極的かつ集中的に行うこと。
- 2 電気、ガス、水道、通信などのライフラインの共同溝化・無電柱化を促進し、都市の防災機能の向上を図ること。
- 3 地域の安全・安心のために、学校等の公共施設や病院・介護等の社会福祉施設など地域の防災拠点の耐震化及び防災機能の強化を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月27日

大分県別府市議会

内閣総理大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
国土交通大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(松川峰生君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、

討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第8号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。次に、議員提出議案第9号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(8番・荒金卓雄君登壇)

○8番(荒金卓雄君) 議員提出議案第9号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書

昨年2011年8月に成立した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が、本年7月1日に施行されます。これにより、再生可能エネルギーの固定価格買取制度がスタートし、政府はこの3年間で集中的に利用拡大を図るとしていますが、導入促進に向けての環境整備は不十分です。

導入に当たっての課題として、風力発電では送電網整備の強化が急務であり、太陽光発電ではメガソーラーの円滑な設置が可能となるよう農地法の問題などの環境整備、さらに家庭用パネルの設置で発生する初期費用の問題が挙げられます。また、小水力発電導入時の手続の簡素化・迅速化なども求められています。

日本の再生可能エネルギー利用は、水力発電を除いた実績(2005年環境省)で、電力消費全体に対する使用割合が0.9%と他国と比べておくれしており、消費電力に対するエネルギー源の多様化が急務となっています。

よって、政府におかれては、再生可能エネルギーの導入促進と実効性ある買取制度に向け、以下のとおり十分な環境整備を図るよう強く求めます。

記

- 1 投資促進減税、省エネ・代替エネルギー減税などの拡充を実施し、再生可能エネルギーの導入を促進すること。
- 2 買取価格・期間の設定において、設定ルールを明確化し、長期的な将来の見通しを示し、制度の予見可能性を高めること。
- 3 再生可能エネルギー発電事業に係る規制改革を確実に実施するとともに、進捗状況の管理のための独立機関等を設置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月27日

大分県別府市議会

内閣総理大臣

経済産業大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(松川峰生君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) お諮りいたします。質疑もないようですので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第9号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。次に、議員提出議案第10号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(2番・三重忠昭君登壇)

○2番(三重忠昭君) 議員提出議案第10号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会にとっても極めて重要なことです。厳しい社会経済状況の中で、経済的な理由から高校生の中途退学者もふえており、家庭の所得の違いによって、子どもたちの教育や進路に影響が出ないようにしなければなりません。そのために、就学援助・奨学金制度の拡充など、公教育の基盤充実が不可欠です。

また、暴力行為や不登校、いじめ等子どもを取り巻く問題の深刻化、障がいのある児童生徒や、日本語指導など特別な支援を必要とする子どもが顕著にふえている中で、現在多くの都道府県で、児童生徒の実態に応じきめ細かな対応ができるようにするために、少人数教育が実施され、保護者や子どもたちから大変有益であると高く評価されています。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることを保障しなければなりません。しかし、現状の教育予算については、これらに対応できているとは言えません。義務教育費国庫負担金の国の負担割合が引き下げられたことにより、自治体財政を圧迫しています。厳しい地方財政の状況などから、学校施設などを含めて教育環境の整備が厳しい状況となりつつあります。自治体の財政力や保護者の所得の違いによって子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはなりません。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。教育は未来への先行投資であり、子どもの学びを切れ目なく支援し、人材育成とその創出につなげていかなければなりません。そのために、教育予算を国全体として確保・充実させる必要があります。

そこで、教育予算拡充のために以下のことを求めます。

記

- 1 子どもたちに、教育の機会均等と教育水準を保障するために、必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 2 きめ細かい教育の実現に向けて、学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月27日

大分県別府市議会

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(松川峰生君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、以上で質疑を

打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第 10 号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第 11 号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（15 番・平野文活君登壇）

○15 番（平野文活君） 議員提出議案第 11 号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

別府市経済に大打撃を与える消費税増税に反対する意見書

野田民主党内閣は、消費税率を現在の 5% から、2015 年 10 月には 10% まで引き上げようとしております。しかし、6 月 2 日から 3 日に実施された「毎日新聞」の世論調査でも、賛成 36% に対して、反対 57% であり、国民大多数の反対の声を押し切った増税強行は許されません。10% に増税されれば、13 兆円の国民負担がふえます。雇用者報酬は内閣府の統計でも、1997 年の 278 兆円から 2011 年の 244 兆円に、34 兆円も落ち込んでおり、消費税増税が国民の消費購買力を一層低下させることは明らかです。

別府市と別府商工会議所が実施している「企業景況調査」（平成 23 年下半期）で、景況が「良い」から「悪い」を差し引いた D I 値は、昨年や一昨年と比べると改善していますが、依然としてマイナス 32.7 ポイントであります。また、別府市と別府旅館ホテル組合連合会が実施している「オーナーアンケート」（平成 22 年集計）でも、218 社のうち 133 社（61%）が「売上高が減少」と回答しています。

さらに、中小企業 4 団体（日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会）が行ったアンケートでは、売上高 1,000 ～ 1,500 万円の小企業では 71%、売上高 1 ～ 2 億円の中企業でも 50% が「価格に転嫁できない」と答えており、このような経済情勢のもとで消費税を増税すれば、別府市経済にいっそう深刻な打撃を与えることは明白です。

しかも、野田内閣は「税と社会保障の一体改革」と言いながら、年金、医療、介護、子育てなど社会保障の全体像を明確には示しておりません。このような中で消費税増税を強行することは、「社会保障のためにはいずれば増税もやむを得ない」と考えている方々を含めて、国民の納得を得ることはできません。

よって、次の事項について強く要望します。

記

1 消費税の増税計画を中止すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 6 月 27 日

大分県別府市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（松川峰生君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第 11 号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松川峰生君） 起立少数であります。よって、本件は、否決されました。

次に、日程第 8 により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付しておりますように、議員派遣の申し出があります。

お諮りいたします。各議員から申し出のとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、各議員から申し出のとおり議員派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更、または中止については、その決定を議長に委任していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、やむを得ない事情による変更、または中止については、その決定を議長に委任することに決定いたしました。

以上で、議事のすべてを終了いたしました。

お諮りいたします。以上で平成 24 年第 2 回別府市議会定例会を閉会したいと思います。が、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、以上で平成 24 年第 2 回別府市議会定例会を閉会いたします。

午前 11 時 14 分 閉会